

職員倫理行動基準

2009年4月1日
東京緑新会 多摩療護園

基本理念

1. ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人も同じ市民として生活が営まれるよう援助する。
2. 施設と地域社会の交流を絶えず追求し、利用者の社会参加と自立を目指す。
3. 障害者の人権、自己決定権を尊重し、園運営に利用者が参加することを目指す。
4. 利用者の個性を尊重し、各々のニーズ、オーダーに沿った「個別支援」を推進する。

倫理要項

1. 職員は、福祉サービスの提供主体（支援者）であることを自覚し、利用者の権利擁護、社会参加に努めなければならない。
2. 職員は、利用者の自己決定権、価値観や主義・主張、個性を尊重し、かつ利用者の持つ可能性を引き出す努力を怠ってはならない。
3. 職員は、障害の状態、程度、行動、性格、性別、年齢などによる差別を行ってはならない。
4. 職員は、利用者の知る権利を保障し、アカウントビリティ（説明責任）とインフォームドコンセント（説明と同意）を常に意識し行動しなければならない。
5. 職員は、生活の場としての園をより豊かなものにし、利用者のADLの充実とQOLの向上に努めなければならない。
6. 職員は、利用者の社会的自立にむけてのあらゆる可能性を追求し、園及び職員の都合でそれを妨げてはならない。
7. 職員は、利用者のプライバシー保護に努めなければならない。介助上知り得た個人情報 は介助上必要な場合のみ、共有できるものとする。
8. 職員は、福祉職場に働く社会人としての自覚に基づいて行動し、専門性を高めるための研鑽を怠ってはならない。
9. 職員集団としてのチームワークの力をいかに発揮することをもって利用者の生活の向上に努め、そのための相互批判、相互協力を行わなければならない。

行動基準

「多摩療護園職員心得」及び「介助マニュアル」に基づいて行動することを前提に以下のことを守らなければならない。

1. 職員は、乱暴な介助、言葉による暴力、無視、蔑視など利用者に対する「体罰」として認識し、いかなる理由があってもこれをしてはならない。
2. 職員は、利用者個々の障害状況、価値観、社会経験に見合った介助を行わなければならない。また、職員の価値観、社会的規範の安易な押しつけをしてはならない。

3. 職員は、「 しないと してあげないよ」のような交換条件による対応をしてはならない。
4. 職員は、「 しなさい」「だめよ」「どうして するの」のような命令語、禁止語、叱 責語をつかってはならない。
5. 職員は、利用者を独立した人格を持つ大人として対応し、呼称には「さん」を用いる。
6. 職員は、朝夕の挨拶、帰宅時の挨拶をはっきり礼節を持って行う。
7. 職員は、通院や買い物、外食などの外出時にはふさわしい服装に着替えるなど利用者が社会生活を営む上での配慮を欠いてはならない。
8. 職員は、居室への入室に際してはロックをし、氏名を述べると共に本人の承諾を受ける。
9. 職員は、集団でケアに当たることの重要性を認識し、必要事項を各種記録に記すると共に引継・連絡事項などに常に目を通さなければならない。
10. 職員は、与薬、水分摂取、排泄など利用者の健康管理及び、浣腸、たんの吸引など関連する医療的ケアにたえず気を配り、かつ注意を怠ってはならない。
11. 職員は、職員側の都合により痴呆症状の利用者に対しての行動抑制をしてはならない。
12. 職員は、利用者から金品を受け取ったり、私物を無断で借用、使用してはならない。また、金銭を扱う場合、本人に確認しながら行うと共に、第三者の立ち会いを最大限追求するようにしなければならない。
13. 職員は、食事介助の衛生に心がけ、和やかな雰囲気がかつ安全に食事ができるように配慮しなければならない。勤務交代に伴う離席時には必要事項の引継を行うと共に利用者に挨拶を行う。
14. 職員は、排泄に伴う羞恥心に最大限配慮すると共に、安全かつ快適に行為が出来るよう心がけなければならない。また、必要に応じて排泄の状態等を記録すると共に医療及びケア継続のための連絡を怠ってはならない。
15. 職員は、失禁や頻回な排泄を厭うような発言、態度をとってはならない。
16. 職員は、入浴が身体の清浄を保つためだけのものではなく、心身のリラックス及び疲労回復にも役立つことを認識し、湯温、室温の管理に気を配ると共に、石鹸分を充分 に流してから体位交換、移乗するなどし、安全に配慮しなければならない。
17. 職員は、利用者の整容に気を配り、必要に応じて爪、髭、髪等を適切な状態に保つようにしなければならない。定時のリネン交換は最低限度のものであり、必要に応じて随時交換しなければならない。
18. 職員は、利用者の話を関係ないほかの利用者や、職員以外のものの前で話してはならない。PHSを利用して会話する場合にも同様の配慮をしなければならない。
19. 職員は、不穏状態にいる利用者に対して受容を持って接し、福祉職のプロであることを自己認識し冷静に対応しなければならない。
20. 職員は、家族、ボランティア、見学者などが常に来園していることを認識し、社会人と

しての身だしなみ、行動をしなければならない。特に、挨拶は最低限の行為として徹底しなければならない。

21.職員は、実習生、研修生、ボランティアに対して適切な指導、アドバイス、必要な情報提供に心がけ、かつ「一般的な目、多角的な目」からの指摘を真摯に受け止め、検討する姿勢を持たなければならない。